



チームしが 県議団

会派ニュース

発行責任者/柴田 智恵美
編集責任者/成田 政隆

2017年12月 第12号

チームしが 県議団 〒520-8577 大津市京町4丁目1-1県庁2階 TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520 MAIL/info@knw.jp チームしが 県議団 検索

視点に立ち、より心をつかむ表現で発信していく必要

A 知事 「滋賀」は、全国、世界から人、モノ、情報が集まる東京で滋賀の魅力を感じたい。選ばれる「住む」といった場面で滋賀が選ばれるように、「全国、世界から選ばれる滋賀へ」を運営コンセプトとしている。このコンセプトを来訪者の

Q 東京日本橋の情報発信拠点「滋賀」のオープンに向けた進捗を確認するため、会派で8月に現地を視察し、運営会社と東京本部を交えての意見交換を行った。

「滋賀」は、次世代型の情報発信拠点として、これまでのアンテナショップとは異なり、単に商品販売するだけでなく、モノやコトを語ることで滋賀の魅力を感じていただくことや、企画催事や食を通じて、見て触れて食へて感じる体感型の発信を行っていくとされている。

東京本部と運営会社が掲げるコンセプトはいずれも運営サイドの視点によるものであり、消費者の視点が必要。改めて「滋賀」のコンセプトについて伺う。

9月定例会議では、8月の台風第5号による災害対応のための補正予算が提案され、可決されました。県当局においては補正予算により、一刻も早い災害復旧を実施されるようお願いいたします。また、今回の姉川の氾濫は、関係機関の連携・情報伝達などの対応も十分でなく、今後万全の態勢で災害に対応されることを県ならびに市町にお願

今定例会議では、「チームしが 県議団」を代表し、今江政彦議員が質問しました。

10月に発生した台風第21号は、大雨や暴風により県内に大きな被害をもたらしました。被害にあわれた県民の皆様には心からお見舞い申し上げます。



代表質問に立つ 今江政彦 議員

9月定例会議 代表質問

があると考えている。「滋賀」に滋賀があり、ここで滋賀に触れ、こへ来れば滋賀に行きたくなる。」と来訪者に感じていただけるよう取り組んでいく。

Q 来訪者に「滋賀」の魅力を伝えるには、滋賀の魅力を知ってもらう必要がある。滋賀の魅力を知ってもらうには、滋賀の魅力を知ってもらう必要がある。滋賀の魅力を知ってもらうには、滋賀の魅力を知ってもらう必要がある。

A 知事 「滋賀」のスタッフは、滋賀への深い愛情と確かな知識を持ち、それを余すところなく来訪者に伝えていくことが求められる。

運営事業者は県内に現地事務所を立ち上げ、滋賀の情報収集に努め、実際に県内の観光地や生産地、事業者などを訪問するなど、積極的に研修に取り組んでいる。県としても情報提供等できしかりと支援をしていく。滋賀の価値と魅力を最大限発信し、いかに滋賀への誘因につなげるかが問われている。

少しでも多くの方々に滋賀の魅力を知っていただき、滋賀に来ていただけるよう、また「滋賀」の運営によって県民の皆さんの愛着や誇りの醸成につながるよう、全力で取り組んでいく。

Q 「みずかがみ」が2年連続食味ランキングで特A取得するなど明るいニュースがある一方、農地の集約、担い手の確保、農業所得の安定という観点では多くの不安と課題が山積みとなっている。「滋賀」を拠点に滋賀の農産物のブランド化推進にも大きな期待がかかっているが、農業者からは環境こだわり米は除草などの負担が増えるわりには収量も少ないことがあり、収益に繋がらないという切実な声も聞かれている。コメ作を中心とした滋賀の農業振興を今後どのように進めていくのか伺う。

A 知事 「滋賀県農業・水産業基本計画」で琵琶湖を即した安全・安心な農産物を安定的に生産・供給できる産業として競争力のある農業の確立を目指すとしている。具体的には、「人づくり」「ものづくり」「場づくり」で総合的に進めていく。

農産物の魅力を伝えるため、県内だけでなく、「滋賀」等も活用した首都圏における情報発信の強化、海外展開など、県産農産物の認知度向上や販路拡大に力を入れていく。今後本県の水田農業がさらに活性化し、農業・農村を健全な姿で次世代に引き継いでいく。

環境こだわり米の振興に向けては、環境保全型農業直接支払い交付金の活用等により取組を進めるため、国に対し、予算確保とともに、少なくとも平成30年度については、全国共通取組と地域特認取組を均等配分されるよう強く要望する。

Q 土砂災害の発生には森林政策にも関係が深い。防災の観点から今後取り組むべき森林政策についての所見を伺う。

A 知事 土砂災害防止のためには、ハード・ソフト両面での対策に加え、森林の整備や保全を適切に実施することが重要であり、間伐を中心とした森林整備や山事事業を実施している。近年、ホンジカの食害による森林の下層植生の消失とそれに伴う表土流出や山腹崩壊、また局地的な集中豪雨による琵琶湖や河川への流出、流出土砂の発生など、新たな課題への対応が必要となっている。

山を守る視点から、獣害被災林における土壌保全や植生回復対策、びわ湖や河川への樹木や土砂などの流出を防止するための森林づくりに取り組みしていきたい。森林政策の推進に向けては、森林所有者の特定や境界の明確化が重要であるので、市町と連携して森林境界情報の整備を強化していく。森林の多面的機能を維持し、災害に強い森林づくりを目指す。

Q 滋賀県基本構想について、水害に対する危機管理について、児童虐待と子ども家庭相談センターについて、滋賀の観光政策と民泊について、子どもの多様な発育を推進する学校教育の推進について、警察行政について

この意見書は、今年の7月に、国連で採択された核兵器禁止条約に日本が不参加を表明したことを踏まえ、広島、長崎への原子爆弾投下という核の惨禍を体験し、戦争放棄を定めた憲法を持つ国として、核兵器の完全廃絶を推進するため、速やかに条約に署名を批准するよう政府に求める内容とした。

Q 「核兵器禁止条約に署名批准すること」を求める意見書(案)が否決!

この意見書は、今年の7月に、国連で採択された核兵器禁止条約に日本が不参加を表明したことを踏まえ、広島、長崎への原子爆弾投下という核の惨禍を体験し、戦争放棄を定めた憲法を持つ国として、核兵器の完全廃絶を推進するため、速やかに条約に署名を批准するよう政府に求める内容とした。

Q チームしが、共産党、良知会が賛成し、自民党、公明党が反対。可否同数となりましたが、議長採決により否決となりました。採決のあった日の夜、核兵器禁止条約採択の原動力になったとして、「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)のノーベル平和賞の受賞が決まったとのニュースが報道されました。

Q 土砂災害の発生には森林政策にも関係が深い。防災の観点から今後取り組むべき森林政策についての所見を伺う。

A 知事 土砂災害防止のためには、ハード・ソフト両面での対策に加え、森林の整備や保全を適切に実施することが重要であり、間伐を中心とした森林整備や山事事業を実施している。近年、ホンジカの食害による森林の下層植生の消失とそれに伴う表土流出や山腹崩壊、また局地的な集中豪雨による琵琶湖や河川への流出、流出土砂の発生など、新たな課題への対応が必要となっている。

東近江市・日野町・愛荘町
井阪 尚司
自 宅
蒲生郡日野町小野178番地
TEL:0748-34-3930
FAX:0748-34-3930
Eメール:isaca-naoshi@biwa.ne.jp
http://isaka-naoshi.net/

近江八幡市・竜王町
今江 政彦
今江まさひこ事務所
近江八幡市大杉町30の1
TEL:0748-36-5788
FAX:0748-36-5794
Eメール:m-imaie@zcc.ztv.ne.jp
http://www.m-imaie.com

長浜市
大橋 通伸
自 宅
長浜市高月町雨森1558
TEL:0749-85-4744
FAX:0749-85-4744
Eメール:dct913@m-ohashi.com
http://m-ohashi.com/

栗東市
九里 学
自 宅
栗東市東坂409-3
TEL:077-558-1809
FAX:077-558-0665
Eメール:try@9ri.jp
http://www.9ri.jp

草津市
駒井 千代
自 宅
草津市南笠東三丁目4番8号
TEL:077-562-3304
FAX:077-562-3304
Eメール:info@komaichiyonet.net
http://komaichiyonet.net/

大津市
柴田 智恵美
柴田智恵美事務所
大津市園山1-1-1(東し労組内)
TEL:077-537-2136
FAX:077-534-8538
Eメール:shiba-cn.m@hera.eonet.ne.jp
http://www.eonet.ne.jp/shiba-chiemi/

高島市
清水 鉄次
清水てつじ事務所
高島市勝野129-3
TEL:0740-36-2077
FAX:0740-36-0237
Eメール:mail@shimizu-tetsuji.jp
http://shimizu-tetsuji.jp

守山市
下村 勲
自 宅
守山市木浜町1765番地の1
TEL:077-585-4620
Eメール:i-shimo@amber.plala.or.jp
http://www5.plala.or.jp/simomuraweb4/

米原市
角田 航也
自 宅
米原市飯590
TEL:0749-56-1230
FAX:0749-56-1230
Eメール:kouya.sumida@gmail.com
http://sumida-kouya.com

甲賀市
田中 松太郎
田中松太郎事務所
甲賀市水口町北脇436番地1
TEL:0748-63-5340
FAX:0748-63-5341
Eメール:info@matsutarou.jp
http://matsutarou.jp/

湖南市
塚本 茂樹
塚本茂樹事務所
湖南市中央五丁目59
TEL:0748-76-4870
FAX:0748-76-4871
Eメール:info@tsukamoto-shigeki.net
http://www.tsukamoto-shigeki.net/

野洲市
富波 義明
とば義明事務所
野洲市行畑二丁目1-15
TEL:077-588-2601
FAX:077-588-2601
Eメール:info@toba-yoshiaki.net
http://toba-yoshiaki.net

彦根市・犬上郡
中沢 啓子
中沢けいご事務所
彦根市中央町3-6
TEL:0749-26-6300
FAX:0749-26-6300
Eメール:nakazawa@serikawa.club.ne.jp
http://www.geocities.jp/keikon07/

大津市
成田 政隆
事務所
大津市唐崎1丁目25番17-601号
TEL:077-578-8913
FAX:077-578-8913
Eメール:mail@narinari.net
http://www.narinari.net/

草津市
山本 正
自 宅
草津市野村七丁目2-7
TEL:077-564-8825
FAX:077-564-8825
Eメール:tdsh333@yahoo.co.jp
http://tdsh333.jimdo.com/